

(電子メール施行)
砂第1282号の2
令和3年2月26日

一般社団法人 兵庫県宅地建物取引業協会会長 様
公益社団法人 全日本不動産協会兵庫県本部長 様
公益社団法人 兵庫県不動産鑑定士協会会長 様

兵庫県県土整備部土木局砂防課長

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定について（通知）

本県の砂防行政につきましては、平素から格別のご理解をいただき厚くお礼申し上げます。
下記1の地区について、下記2のとおり指定しましたので、会員の皆様方への周知をお願いします。

記

- 1 指定地区
姫路市 市川以東地区（山田町・豊富町・飾東町・城見台を除く）
- 2 指定区域数及び公示日等
 - (1) 土砂災害警戒区域
 - ① 新規指定 10箇所（急傾斜地の崩壊9箇所、土石流1箇所）
令和3年2月26日兵庫県告示第177号
 - ② 一部改正 12箇所（急傾斜地の崩壊12箇所）
令和3年2月26日兵庫県告示第180号及び第181号
 - (2) 土砂災害特別警戒区域
 - ① 新規指定 63箇所（急傾斜地の崩壊57箇所、土石流6箇所）
令和3年2月26日兵庫県告示第184号
- 3 公示図面の相談窓口（関係土木事務所）
中播磨県民センター姫路土木事務所管理第2課（電話：079-281-9460）

砂防課管理班 稲垣 電話 078-341-7711(代) 内線 4463
--